

題名 「函館市子ども条例」

- ① 「前文」(条例を制定する背景および趣旨)の内容
 - ② 函館市民みんなが心をつなげて、子どもたちがのびのびと明るく健やかに育つまちづくりをめざす。
 - ③ 全市民に自然に受けとめられ、理解されやすいと思われる形
 - ④ 函館市の子どものための条例
- これらの考え方から、題名は、単純に「函館市子ども条例」とする。

○ 前 文 (条例を制定する背景および趣旨)

(検討委員会全体として、特に深く、活発に提案、議論されたことから)

- ・子どもを取り巻く地域社会の現況と動向
少子化、核家族化、地域とのつながり・人間関係の希薄化等が進むなか、いじめ、児童虐待、子育て家庭の孤立化など
- ・子どもの存在および子どもの視点等
(次世代育成支援行動計画を始め、これまでの本市の子ども家庭福祉施策の尊重および今後の発展へ)
子どもは、家族、地域、社会のかけがえのない財産、「宝」である。
「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもの利益が第一に尊重されるよう配慮したまちづくり
- ・市民、各界各層こそぞって、安心して子どもを生み育てられるまちづくり
(検討委員会での提案、発言等の尊重)「子どもの権利条約」の理念の尊重
- ・子どもの自己肯定感の育成(自分を大切にする心と他者を尊重する心)
- ・子ども観(日本国憲法、児童福祉法等での規定=「子ども」である前に、まず人間であること)の、市民全体での認識、浸透を
- ・子ども支援、子育て支援のまちづくりの決意・宣言

1 目 的

子どもへの支援、子どもを育てる家庭への支援の基本理念を定める。

家庭、学校等、地域、事業主および市の役割ならびに施策の基本となることを定めることにより、函館市で生まれ、育つすべての子どもが幸せに暮らせることを目的とする。

2 定 義

子ども 保護者 学校等 地域 事業主 その他 それぞれについて定義規定

3 基本理念

子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主および市は、協働して取り組むこと。

子育て、子育て支援に向けての大人の責任等基本的考え方。子どもの最善の利益保障

4 子どもおよびその家庭への支援

(1) 子どもの健康の保持増進

子どもの健康の保持増進、母子保健に係る施策の推進等

(2) 保護を要する子ども等への支援

① 虐待の禁止など

虐待の予防、早期発見等

② いじめへの対応

いじめの防止、必要な啓発および教育

③ 障害児への支援

子どもはみんな同じ、子どもの最善の利益の保障

(3) 子供にやさしいまちづくりの推進

子ども、その家庭が孤立することなく、ぬくもりのあるまちづくりの推進

(4) 子育て家庭への支援

保護者が安心して子育てができるよう支援

(5) 子どもの相談体制

相談体制の整備

5 協働の取組み

(1) 家庭の役割

子どもとのふれあい、豊かな人間性をはぐくむ

(2) 学校等の役割

家庭、地域および市と協働して教育の推進

(3) 地域の役割

地域みんなで子育て、子どもの豊かな人間性・社会性をはぐくむ

(4) 事業主の役割

仕事と生活の調和の実現に向けて、職場の環境づくり

(5) 市の役割

子ども・子育て支援のための相互の連携、総合調整および協力体制

6 救済および擁護（第三者機関の設置等を含む。）

救済委員会の設置

7 計画の推進

行動計画の策定、推進、評価等

附 則

※ 上記 4～7 の内容については、提言書（たたき台）の内容、趣旨を生かすことを基本に検討委員会において検討し、協議を要する。

条例の文体は、子どもにもわかりやすい表現で、口語体（「ます体」）とすること。

※ 条例全体のつくり

函館市民、子どもからお年寄りまで、親しみやすく、全家庭みんなで毎日唱え、市民の皆さんに夢と希望を与えるような条例となること。